

職場意識改善計画

平成 23年 4月 6日

| 取組事項                                  | 具体的な取組内容  |
|---------------------------------------|---|
| 1 実施体制の整備のための措置                       |   |
| ①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備        | (1年度目)<br>事業場内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員を設置する。また、委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ規程を策定する。            |
|                                       | (2年度目)<br>設置した労働時間等設定改善委員会において、所定外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年4回程度を目標として定期的に開催する。   |
| ②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任 | (1年度目)<br>事業場内の職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任する。また、労働者に対して受付体制や担当者について周知を図る。 |
|                                       | (2年度目)<br>1年目を振り返り、職場意識を改善するため、各労働者の意見を収集するため、アンケート等を実施する。  |
| 2 職場意識改善のための措置                        |   |
| ①労働者に対する職場意識改善計画の周知                   | (1年度目)<br>労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、朝礼での報告、事務所内への掲示及びその写しを回覧する。  |
|                                       | (2年度目)<br>1年目を振り返るアンケートを基にした改善策のポイントや取り組みを労働者に周知する。   |
| ②職場意識改善のための研修の実施                      | (1年度目)<br>職場意識改善の必要性や意義について、管理職等に対して職場意識改善のための研修を外部コンサルタントを活用し、年1回行い、意識啓発を図る。                         |
|                                       | (2年度目)<br>前年度の研修結果を踏まえ、外部コンサルタントを活用して、管理職を対象にさらに意識改善のための研修を実施する。                                      |

職場意識改善計画

平成 23年 4月 6日

| 取組事項  | 具体的な取組内容  |
|---|---|
| 3 労働時間等の設定の改善のための措置                                 | (注) ①及び②は必ず記載し、③～⑥のうち1つ以上選択してください。  |
| ①年次有給休暇の取得促進のための措置                                  | <p>(1年度目)</p> <p>年次有給休暇の利用を促進するため、業務の繁閑の検証を行い、閑散期については有給取得の呼びかけを行う。また、計画的付与制度の導入の検討や、労働者ごとの休暇管理簿を作成し、取得予定や取得実績等を把握し、有給を取得しやすい環境を整える。</p> <p>(2年度目)</p> <p>計画的付与制度の職場への周知を進めるとともに、取得が進んでいない部署や労働者に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。</p> |
| ②所定外労働削減のための措置                                      | <p>(1年度目)</p> <p>所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入し、週1日は残業をしない曜日を設定する。回覧や事務所内への掲示等により、各労働者に周知徹底を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年目の実績を踏まえた上で、残業要因の分析等につとめ、改善に向けて、制度の充実を図る。</p>   |
| ③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定                    | <p>(1年度目)</p> <p>労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望を踏まえ、十分な検討を行い、導入する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>フレックスタイム制、裁量労働、シフト勤務などの導入検討を労働時間等設定改善委員会にて検討する。</p>   |
| ④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置 | <p>(1年度目)</p> <p>特に配慮を要する労働者の区分別に現在の就業規則、労働者の要望等を聞きながらその方策について検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>子の養育、親の介護等を行う労働者に対して、新たな制度の見直しを検討する。地域活動・ボランティア休暇の導入を検討する。</p>   |
| ⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置           | <p>(1年度目)</p> <p></p> <p>(2年度目)</p> <p></p>   |
| 4 制度面の改善のための措置<br>(注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと         | <p>(1年度目)</p> <p>1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上とし、労働時間等設定改善委員会等における年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入、年間5日以上年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。</p>   |